(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
徳島市国府町観音寺字弐反田六三九番一から同市徳島本町一丁目二番二まで	前	A　一〇・九二～一〇・九二メートル	三八・〇〇メートル	八・五二〇キロメートル
		B・C　一〇・九二～一六・四七	三八・〇〇～一七八・三〇	八・五二〇～九・四五一
		D・E・F　一〇・九二～一六・四七	三八・〇〇～一七八・三〇	八・五二〇～九・四五一
	後	A　一〇・九二～一六・四七	三八・〇〇～一七八・三〇	八・五二〇～九・四五一
		B・C・D・E・F　一〇・九二～一六・四七	三八・〇〇～一七八・三〇	八・五二〇～九・四五一

上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	安芸市下山字大ツンバイ四九八番一から同市下山字ツエ四百九十三号　山一四五八番三地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び四百九十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
安芸市下山字大ツンバイ四九八番一から同市下山字高見一四六一番八まで	前	A　一〇・三四～四一・二五メートル	二・〇九六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　九・八九～七二・〇三	一・九三九	
	後	B・A　一〇・三四～四一・二五・九・二一～七二・〇三	二・〇九六・一・九三九	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	安芸市下山字大ツンバイ四九八番一から同市下山字ツエ一四五八番三地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇佐市大字山本字下堂山姥ケ谷一八九〇番一から同市大字山本字古渡より香下境迄一九八九番四まで	前	一八・〇〇～一一三・七〇メートル	〇・四六九キロメートル	
	後	六・一三～一九三・八六	〇・四六九	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局、同局大分河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社中津工事事務所

○九州地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宇佐市大字山本字下堂山姥ケ谷一八九〇番一から同市大字山本字古渡より香下境迄一九八九番四まで	九州地方整備局、同局大分河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社中津工事事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月一日十五時

○九州地方整備局告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定の解除及び指定をするので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間九州地方整備局、同局大分河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社中津工事事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　九州地方整備局長　金尾　健司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十号

三　指定を解除する道路の部分

区間	幅員	延長
宇佐市大字山本字下堂山姥ケ谷一八九〇番一から同市大字山本字古渡より香下境迄一九八九番四まで	一八・〇〇～一一三・七〇メートル	〇・四六九キロメートル

四　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
宇佐市大字山本字下堂山姥ケ谷一八九〇番一から同市大字山本字古渡より香下境迄一九八九番四まで	六・一三～一九三・八六メートル	〇・四六九キロメートル

五　指定を解除及び指定する期日　平成二十七年二月二十七日